

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

本社	株式会社丸大サクラヰ薬局
本社の所在地	青森県青森市三内字玉作2-72
代表者名	代表取締役 今 寿
電話番号	017-761-1611

事業所名称	ハッピーワーク薬局 ○●○● 店 (青森県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	青森県 ○○●●
指定番号	青森県指定 ○○●● 号
代表者名	○●○●
電話番号	○●○●

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、株式会社丸大サクラヰ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすこととはいたしません。

### 3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

#### 【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からぬことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

### 4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

常勤薬剤師	● 名	非常勤薬剤師	● 名	事務員	● 名
-------	-----	--------	-----	-----	-----

### 5. 担当薬剤師

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職・異動などの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

### 6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

営業時間	月	午前	:	～午後	:	まで
	火	午前	:	～午後	:	まで
	水	午前	:	～午後	:	まで
	木	午前	:	～午後	:	まで
	金	午前	:	～午後	:	まで
	土	午前	:	～午後	:	まで
		日				
		祝				

※年末年始の営業日・営業時間は変更になる場合がございます。

## 7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、転送電話等により常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

## 8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- ① 居宅療養管理指導サービス提供料として  
居宅療養管理指導費
  - ・ 単一建物居住者が 1 人の場合  
1 回につき 518 単位 (1 割 : 518 円、2 割 : 1,036 円、3 割 1,554 円)
  - ・ 単一建物居住者が 2~9 名の場合  
1 回につき 379 単位 (1 割 : 379 円、2 割 : 758 円、3 割 : 1,137 円)
  - ・ 単一建物居住者が 10 名以上の場合  
1 回につき 342 単位 (1 割 : 342 円、2 割 : 684 円、3 割 : 1,026 円)
- ※月 4 回を限度。ただし、がん末期の患者・中心静脈栄養の患者の場合は、  
月に 8 回を限度。
- ② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合 1 回 100 単位 (①に加算)
- ③ 医療用麻薬持続注射療法加算 250 単位/回 (①に加算)
- ④ 在宅中心静脈栄養法加算 150 単位/回 (①に加算)

注 1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部を  
ご負担頂きます。

注 2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定  
された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注 3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は  
同じです。

注 4) 上記の他、医療保険・介護保険制度の変更に伴い、ご負担金額が変更になる場合  
がございます。

## 9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。  
苦情を受けた場合は苦情内容の確認、各事業所責任者への報告、解決への調査・対応、  
再発防止・改善処置を実施します。

連絡先： 080-9338-3138 (株式会社丸大サクラヰ薬局 居宅療養管理指導担当受付)